

一般社団法人 工事金額適正化推進協会 賛助会員規定

(総則)

第1条 この規定は、一般社団法人工事金額適正化推進協会(以下、「本協会」という)への入会手続き及び賛助会員について等必要な事項を定める。

(賛助会員の定義)

第2条 本協会における賛助会員とは、建築関連事業者で、本協会の目的に賛同し、本協会が行う事業活動を支援するため入会した個人または法人であり、月々所定の会費を納入するものをいう。

(入会の申込)

第3条 本協会に賛助会員(以下、「会員」という)として入会を希望する者は、本協会が発行する申込書類を本協会に提出するものとする。

本協会は入会を認めた事業者に対し、賛助会員証を送付し、会員名簿やインターネット上に主な事項を掲載する。

(会員の有効期限)

第4条 会員の有効期限は入会の日から1年間とする。

(会員の責務)

第5条 会員は、「一般社団法人工事金額適正化推進協会 会員行動規範」並びにこの規定を遵守し、本協会の目的達成するため適切な行動をとらなければならない。

(会員についての調査)

第6条 本協会は、入会申込者及び会員について、必要に応じアンケート調査を行う。

(入会の拒否)

第7条 本協会は、入会申込者が以下に該当するときは、入会を拒否する。

1. 虚偽に基づき入会の申込みを行った者。
2. 申込み前の一定期間内に不正な工事を行った者。
3. 第11条に該当し退会させられた者。

(申し込み費用)

第8条 入会申込者は、申込時に入会登録費用として6,000円(税別)を納入するものとする。

(会費)

第9条 賛助会員は、会費として月3,000円(税別)を納入するものとする。

(有効期間の更新)

第10条 本協会は、会員から有効期間の終了1ヶ月前までに退会の届けの提出が無い場合、有効期間を自動的に更新する。

(退会)

第11条 本協会の会員が以下の各号に該当するときは、その資格を喪失する。

1. 退会を希望する会員が、書面にて届け出たとき。
2. 虚偽に基づき入会の申込みまたは、変更の届出を行ったことが判明したとき。
3. 会員が著しく不正、または不当な本協会の目的から大きく外れた工事を行ったとき。
4. 正当な理由無く会費を滞納したとき。
5. 本人が死亡、または法人が消滅したとき。
6. 法令に違反したとき。
7. その他本協会が、相応しくないと判断したとき。

(会費の不返還)

第12条 本協会は、第8条及び9条により納入された登録費、会費をいかなる理由があっても返還しない。

(損害賠償責任の免責)

第13条 本協会は、登録された情報に関し、会員が損害を被った場合において、一切の損害賠償責任を負わない。

(広告等における表示)

第14条 会員が行う広告等において、会員である旨を表示する場合は、「一般社団法人工事金額適正化推進協会 賛助会員」と表示する。ただし、第11条に該当する場合は、すみやかに表示をとりやめなければならない。

(顧客紹介に関する事項)

第15条 本協会より賛助会員へ向け顧客(または工事案件)を紹介する場合は別途「業務提携契約書」により契約を締結することとする。

(反社会的勢力の排除)

第16条 本協会は反社会的勢力の入会を許可しない。

以下の各号に掲げる集団(または個人)を反社会勢力と定める。

- ① 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなってから5年を経過しない者
- ② 暴力団準構成員、暴力団関連企業、総会屋等
- ③ 社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ
- ④ 特殊知能暴力集団ならびにこれらの構成員、その他これに準ずる者
- ⑤ 暴力、威力脅迫的言辞もしくは詐欺的手法を用いて不当な要求をおこない、経済的利益を追求する者

(規定の変更)

第17条 この規定に変更が生ずる場合、本協会は会員に事前に通知する。

附則 本会員規定は、平成22年5月1日より施行する。